

働く人の相談室セミナー

～「働き方改革法」施行に備える～

昨年6月に成立したいわゆる「働き方改革関連法」が、2019年4月1日から施行されます。この法律では、時間外労働の上限規制や正規労働者と非正規労働者の同一労働同一賃金などが大きな課題になりました。時間外労働の上限規制を新設するが、特例として月100時間未満まで認められること、全く時間外規制のない高度プロフェッショナル制度が新設されることなどに多くの反対の声が上がりました。

しかし、いずれにしても、4月には施行されるため、今後、この法律の趣旨にそって、少しでも労働者の権利と健康を守ることが出来るように実効性を持たせるために、事前学習などの準備が求められます。

相談室では、下記の通り事前学習のためのセミナーを開催しますので多数ご参加ください。

「働き方改革関連法」のポイント……

- ①**残業時間上限規制**→原則として月45時間、年360時間が上限。臨時的・特別な場合でも、年720時間、月100時間未満で、複数月80時間が上限です！（中小企業2020年4月1日）
事業主には、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を与えなければならない努力義務ができました。
※他方、高度プロフェッショナル制度が新設され、フレックスタイム制度が緩和されました。
- ②**年次有給休暇の取得**→使用者は、10日以上の子休が付与されている労働者に毎年5日以上は年休をとらせなければならない！
※中小企業でいかに実効性を持たせるか、また使用者の一方的な割り当てを防止するかが課題です。
- ③**同一労働同一賃金**→正規労働者と非正規労働者間の不合理な待遇格差が禁止されます（2020年4月施行、中小企業2021年4月1日）
※政府のガイドラインが策定されます。

日時：2月7日（木）午後6時半～

場所：神戸勤労会館404

内容：「働き方改革法施行に
対応するため」

講師：特定社会保険労務士 有田成子先生

